

桑名市議会告示第5号

桑名市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和7年12月15日

桑名市議会議長 倉 田 明 子

桑名市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

桑名市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年桑名市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第10号及び様式第16号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の桑名市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この告示による改正後の桑名市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。